

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 一
 - 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 一
 - 福島県教育委員会 三
 - 福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令 三
 - 福島県公安委員会 三
 - 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三
 - 福島県人事委員会 五
 - 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則 五

規 則

福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十八号

福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

福島県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福島県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県規則第十九号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(14) 3次元微細レーザー加工装置 一時間 一五、五三〇円

別表第二の一の2の表中(1)を削り、(2)から(37)までを(1)から(36)までに改め、(38)を(41)とし、(36)の次に次のように加える。

(37) イオンミリング装置（IM4000Plus） 一時間 三、九六〇円

(38) 電子線描画装置制御システム 一時間 二、二四〇円

(39) 自動研磨装置（エコメット+オートメット） 一時間 一、九七〇円

(40) 溶接ロボットシステム（FD-V6+P350） 一時間 二、五二〇円

別表第二の一の1の表中(2)を削り、(3)から(30)までを(2)から(29)に改める。

別表第二の一の2の表中(3)を削り、(4)から(23)までを(3)を(2)に改める。

別表第二の一の3の表中(6)を削り、(7)から(15)までを(6)から(14)までに改め、(16)を削り、(17)から(20)までを(15)から(18)までに改め、(21)を削り、(22)から(47)までを(19)から(44)までに改め、(44)の次に次のように加える。

(45) ナノスケール物性測定システム（走査型プローブ顕微鏡XE7+TSD） 一時間 六、九〇〇円

(46) 水平型エックス線回折装置（SmartLab3 FD） 一時間 六、三四〇円

(47) 波長分散型蛍光エックス線分析装置（ZSX Primum II） 一時間 三、八八〇円

別表第二の一の2の5の表中(13)を(19)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) マイクロフォオカスX線検査装置（SMX-110 00 Plus） 一時間 三、五六〇円

(14) 非破壊構造解析装置（TOSCANER-313 02μC3） 一時間 七、九五〇円

(15) エックス線透過画像装置（NAOMI NX-06 SN） 一時間 一、五〇〇円

流体特性測定	種	別	単位	金額
	一試料	三、四〇〇円		

表中イを削り、ウをイとする。
別表第三の二の五の表を次のように改める。

5 流体特性

(3) 超微小物性測定システムによる測定	同一試料六日目から一点につき	同一試料六、〇一〇円
	同一試料一点目から一点につき	二、二五〇円
		三四〇円

に改め、別表第三の二の二の

別表第三の二の1の表中

同一試料六日目から一点につき	三四〇円
----------------	------

を

ア 研磨量を指定するもの イ その他	種	別	単位	金額
一試料	一試料	五、七六〇円		
	一試料	一、九六〇円		

別表第三の一を次のように改める。
一 試料調整

(16) ミックスド・ドメイン・オシロスコープ(MDO 4104B-6)	一時間	一、二五〇円
(17) シグナル・アナライザ(FSV30)	一時間	一、五七〇円
(18) アパレルCADシステム(APEX3)	一時間	一、〇九〇円

試料	六、六九〇円
一試料	一八、六二〇円

別表第三の五の6の表中

イ 定量分析

(2) (1) 簡易なもの
複雑なもの

一

別表第三の五の5の表中ウを削る。

〇円	〇円	〇円
を	を	を
	ハウ素	ハウ素
	一成分一分析点、一成分一線分析又は一成分一面分析	一八、一一〇円 (一)に追加する金額
		に改める。

別表第三の五の4の表中

(一) ハウ素	一成分一分析点、一成分一線分析又は一成分一面分析	一八、一一〇円 (一)に追加金額
(二) ハウ素		
(三) 微量元素	一試料	三四、九八

別表第三の五の3の表中「七、五二〇円」を「六、五四〇円」に、「九三〇円」を「九七〇円」に改める。

円円	を	円円
	(2) 蛍光エックス線分析(WDX)	一試料
		八、〇三〇円
		に改める。

別表第三の五の1の表中

(2) 微量元素	一試料	四、五三〇円
(3) 蛍光エックス線分析(WDX)	一試料	八、〇三〇円

別表第三の三の表中イを削り、ウをイとする。

― 一 試 料 ― 六、六九〇円 ― に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業創出課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令一号

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 教育庁本庁

平成二十八年三月十八日

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。
別表第二義務教育課の項第三号中10を11とし、2から9までを3から10までとし、1の次に次のように加える。

- 2 法第五条第三項の規定による特別免許状の授与

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第2号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第36条の12第1項中「若しくは福島県警察郡山運転免許センター又は」を「、福島県警察郡山運転免許センター、」に改め、「行った警察署」の次に「その他の警察施設又は講習に適した環境の施設」を加え、「警察署における講習は、警察署」を「講習」に改める。

別表第3一般国道4号の項中

西白河郡西郷村大字小田倉地内(栃木県境)から伊町大字貝田地内(宮城県境)まで

須賀川市仁井田字大谷地389番2地先から郡山市日荒池下15番3地先まで

達郡国見

和田町字

を

西白河郡西郷村大字小田倉地内(栃木県境)から伊達郡国見町大字貝田地内(宮城県境)まで

に

改め、同表一般国道118号の項の次に次のように加える。

一般国道288号	郡山市日和田町字五庵3番3地先から同市富久山町久保田字上野46番1地先まで
----------	---------------------------------------

別表第3 県道小名浜四倉線の項の次に次のように加える。

県道郡山停車場線	郡山市清水台一丁目72地先から須賀川市大字滑川字十貫内2番9地先まで
----------	------------------------------------

別表第3 県道常磐勿来線の項の次に次のように加える。

県道郡山大越線	郡山市大町一丁目342番地先から同市大町二丁目70番3地先まで
---------	---------------------------------

別表第3 県道福島安達線の項の次に次のように加える。

県道保原桑折線	伊達市伏黒字東本場4番11地先から同市伏黒字東本場97番地先まで
---------	----------------------------------

別表第3 県道白岩久之浜線の項の次に次のように加える。

県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字水神山12番4地先から同市赤木町50番1地先まで
---------	-------------------------------------

別表第3 市道（福島市）古屋敷桜町線の項の次に次のように加える。

市道（福島市）南町・浅川線	福島市郷野目字金込町15番1地先から同市太平寺字冲高1番1地先まで
---------------	-----------------------------------

別表第3 市道（二本松市）鳥居町新町線の項の次に次のように加える。

市道（伊達市）西本場線	伊達市伏黒字西本場1番1地先から同市伏黒字八反田46番1地先まで
-------------	----------------------------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（交通企画課）

福島県人事委員会

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第十三号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十七年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「営利企業等に従事」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）に従事等を」に、「その他団体」を「その他の団体」に改める。

第二条の見出し中「その他団体」を「その他の団体」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に、「会社、その他の団体」を「会社その他の団体」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「基き営利企業等に従事すること」を「基づき営利企業に従事すること等」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「営利企業等に従事する」を「営利企業に従事する等の」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第二号中「営利企業等」を「営利企業に従事すること等」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三号中「営利企業等に従事すること」を「営利企業に従事すること等」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第四号中「営利企業等に従事すること」を「営利企業に従事すること等」に、「虞」を「おそれ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の営利企業等の従事制限に関する規則第三条の規定により許可を受けている者は、改正後の営利企業への従事等の制限に関する規則第三条の規定により許可を受けているものとみなす。

（総務審査課）